

第10回柏市農業委員会総会議事録

1 令和7年5月9日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室3第4会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	岡田英夫	2番	染谷織恵
3番	平川徹	4番	深山敬子
5番	坂巻洋行	6番	豊田佐智子
7番	伊藤透	8番	大宮茂男
10番	染谷茂	12番	谷田貝和代
14番	山崎明久	15番	日暮悟
16番	遠藤秀生		

16名中13名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	寺島和彦	19番	林敏夫
20番	清水良晃	21番	鹿倉健次
22番	友野博之	23番	木村美智子
24番	富澤智彦	25番	坂巻儀治
26番	砂川晴彦	27番	中村衛
28番	嶋田等	29番	江口武
30番	鈴木幸夫	31番	大塚信幸

15名中14名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

9番	成嶋君美	11番	橋本英介
13番	村越等	18番	関根勝敏

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 石原祐一郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和
主 査 菅 野 翔 太
主 任 寺 田 直 晃

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法の規定に基づく非農地判断について

(午後2時00分開議)

議長 ただ今より、第10回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中13名、推進委員15名中14名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

議長 日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

深山敬子委員，坂巻洋行委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

本日の議案の審議に入る前に，前回総会における議案に関して，議案本文及び議案別紙の一部表記の訂正をご承認いただきたく，お諮りしたいと存じます。それでは，訂正内容について事務局に説明を求めます。

(議長の指名で事務局が説明)

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが，何か質問はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは，ただいま事務局から説明のあったとおり，前回総会における，議案第６号本文の訂正並びに議案第７号及び議案第８号における別紙の訂正については，これを承認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め，これを承認いたします。

それでは，議案の審議に入ります。

今月の担当は，第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、大宮委員長よろしくお願いいたします。

大宮委員長 農地第2調査会は、去る5月1日、5月2日、令和7年度第2回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第3条3件、第5条5件、許可を要しない土地の証明願1件、主たる従事者証明1件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和7年1月に開催された第6回総会の議案第1号から第3号の計6件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程3、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いいたします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、隣接自己所有地と一体で管理したいため、また、譲渡人は、高齢と持病の悪化により経営規模を縮小したいため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

鈴木委員 隣に自己所有地があるようですが、その所有地ではどういう作物を植えてるんですかね。一体で管理したいということなんですけど。

大宮委員長 ●●, ●●の類いだと思います。

鈴木委員 現状、その●●や●●が植えられてるということですか。

大宮委員長 そうです。

鈴木委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自宅から近く耕作しやすいため、また譲渡人は、人手不足により農業経営を縮小したいため、所有権の移転に伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●、●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

鹿倉委員 書類上の職業が会社員になってて、作付けるものは●●、●●、●●で、農作業従事延べ日数が約200日となっていますが、やっていけるんでしょうか。

大宮委員長 会社役員になっているご家族が、農業を主にやっているそうなんです。●●さんは●●を仕事としてるようですけども、その合間といっちはなんですけど、田んぼとかも結構やってるらしくて、今回の対象地に作物を作るのと同時に、ハウスが足りないので建てるといったことを言っていました。

鹿倉委員 ●●さんと2人でやるということですかね。

大宮委員長 あと、従業員ですね。従業員の方もかなり手伝ってくれるそうなんです。

鹿倉委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。
議案第1号の1番から2番までを採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の審議に入ります。

3番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

3番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、13ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が隣地自己所有地と一体として耕作したため、また、譲渡人は高齢により農業経営を縮小したため、使用貸借権の設定を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作する

ように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

3番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

1番及び2番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1番及び2番につきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番及び2番について、ご報告します。

調査会資料は、18ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡です。

該当地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は、柏市内で●●を営んでいます。申請地は、道路よりも低く、水はけが悪く、田として耕作ができる状況ではありません。そこで、所有者から相談を受け、農地造成を行うため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、盛土により、現状地盤より平均盛土高1.98mのかさ上げを行います。工事中は、進入路に鉄板を敷き通路としますが、工事完了後は撤去します。また、境界くいを復元します。隣接地沿いに小堤を築堤します。埋め立て方法は、単純埋立てにより1m覆土します。農地造成後は、●●、●●を作付けします。

被害防除対策として、雨水は高さ0.3m、幅0.9mの小堤を設け自然浸透とします。申請地は盛土して30度未満の法面を施工します。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮し工事します。運搬路に鉄板を敷き、入り口にはトラロープ等を設置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番及び2番について何か質問はございませんか。

山崎委員 土の調達先はどの辺ですか。

大宮委員長 これは●●のほうからです。

議長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番及び2番を承認いたします。

1番及び2番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う車両置場及び資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆，合計●●㎡です。

申請地周辺は，甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，●●を営んでいる法人です。事業拡大に伴って現在使用している資材置場が狭くなってきたこと，また，申請地が本社から遠くなく，土地の広さも十分なため，今回の申請に至ったものです。

計画内容は，車両置場として，ワゴン車●●台，軽トラック●●台，10tトラック●●台などを新規購入し配置します。また，資材置場として，単管パイプ●●本，サポートパイプ●●本，敷鉄板●●枚などを既存施設から移動させて配置します。隣接地の●●の山林と，●●の宅地を同時購入し，6m幅で進入路として使用します。申請地内は，厚さ0.2mの砂利敷きとします。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。既設ブロックのない境界の施工については，高さ0.2mの築堤及び高さ1.5mの鉄パイプトラロープを新設し，土砂流等を防止します。工事中は，誘導員を配置し，安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，3番を承認いたします。次の審議に入ります。

4番及び5番につきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 4番及び5番について、ご報告します。

調査会資料は、28ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は●●を営んでおりますが、既存の車両置場及び作業場が狭く、車両の出入りが危険な状態です。申請地は既存施設の道路を挟んだ反対側にあるため、利便性が良く広さも十分なため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、2tトラック●●台、高所作業車●●台、軽トラック●●台などを既存施設から移動させて置けるようにし、既存施設を作業場用地とし、申請地を車両置場として使用します。北側に出入口6mを設け、出入口部分を厚さ0.1mのコンクリート敷を施工します。申請地内は厚さ0.2mの砂利敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。北東側の隣地との境には高さ0.4mの既設鉄板が設置されており、他の外周は高さ0.2mの築堤及び高さ1.5mの丸木トラロープを新設し、土砂流等を防止します。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番及び5番について何か質問はございませんか。

山崎委員 この進入路に当たる道路というのはどのぐらいの道幅あるんですか。

大宮委員長 一応4t車ぐらいが通れるぐらいで、擦れ違いはできないと思います。だから3mぐらいですかね。

山崎委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番及び5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番から9番につきましては、一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 6番から9番について、ご報告します。

調査会資料は、33ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、田●●筆、合計●●㎡です。

該当地は、●●、●●の一部については、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断し、●●、●●、●●の一部については、2種類以上の水管等が埋設された道路の沿道で、500m以内に公共・公益的施設が2つ以上ある農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は、●●に本店を置く●●を事業としている法人です。申請地は、隣接農地に比べて農地面が低く、水はけが悪く、耕作が困難です。そこで、所有者から土壌改良を依頼され、農地造成を行うため、

今回の申請に至ったものです。

計画内容は、埋立工法は天地返しで、掘削の深さ及び覆土高は、100cmから120cm、隣接道路面からの高さは30cmで施工します。既に農地造成済みの●●、●●との境界において段差のない一体型の農地を造成するため、●●、●●を越境して工事を行います。農地造成後は●●を作付けします。

被害防除対策として、雨水は道路境界沿いに30cmの手掘り溝を設け自然浸透とします。申請地は盛土して30度未満の法面を施工します。ダンプカーは、現地付近で最徐行を行い、現場出入口に誘導員を配置し、安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番から9番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 使用賃借権を設定することになってますけど、これは造成期間中という意味ですね。今度地主さんが●●を作るということですか。

大宮委員長 そうですね。

鈴木委員 ●●を作る。分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、6番から9番を承認いたします。

次の審議に入ります。

10番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 10番について、ご報告します。

調査会資料は、38ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、住宅地や事業用施設、公共・公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は、●●などを業務とする法人です。既存の車両置場が手狭であり、土地を探していたところ、事業を行う上で利便性が高い隣接地の所有者である譲渡人から話がありました。一方、譲渡人は、当該地を平成3年頃から砂利敷きにして路線バスの停留スペースとして使用しており、農地転用手続きを失念していたため、改めて今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、主に軽自動車を●●台置きます。外周は北側に2段積みのコンクリートブロックを設け、芝張りにより法面処理を行います。東側と西側は単管ロープ張りとします。

被害防除対策として、現状の砂利敷きをそのまま使用し、敷地内で雨水排水の処理を行います。工事期間中は交通誘導員等を常駐させます。隣接する農地に被害を及ぼさないよう、アイドリング防止を徹底します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

10番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 現在路線バスの停留スペースとして使用していたということなんですけども、以降は停留スペースはなくなるということですか。

大宮委員長 いや、今は使われてないです。

議長 そのほかはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、10番を承認いたします。

議案第2号の3番から10番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、43ページからになります。

本件は、申請者が令和5年に相続により取得しましたが、道路用地については平成5年から、農業用倉庫用地については年月日不詳で利用されており、今回、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆、田●●筆、合計●●㎡です。

なお、立証資料として、平成17年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、47ページからになります。

本件は、●●在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申し出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

岡田委員 故障は、何の理由ですか。

大宮委員長 心不全です。

山崎委員 主たる従事者のほかに農業やってる方はいないんですか。

大宮委員長 2名います。

山崎委員 では残る農地はどのくらいですか。

大塚副委員長 畑が●●反，田んぼが約●●反です。

議長 よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，1番を承認いたします。
議案第4号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。
議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，議案第5号の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。農政課，お願いします。

農政課 それでは，ご説明させていただきます。
計画番号第1番は農地中間管理事業の案件で，借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は，●●に在住する農業者で，●●の田●●筆，合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので，設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第5号について何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。どうもありがとうございました。

(農政課職員退席)

議長 以上で本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

今後の予定を申し上げます。

6月2日月曜日，6月3日火曜日が調査会で，6月2日は午前9時から，6月3日は午後1時からです。場所は，両日ともに分庁舎2の第1・第2会議室で行う予定です。担当は農地第3調査会です。

6月6日金曜日午後2時からが総会で，場所は分室3の第4会議室で行う予定です。

これをもちまして，第10回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

(午後3時10分閉会)